

令和6年

第1回市議会定例会 議案第67号

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の
一部改正について

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

函館市消防本部及び函館市消防署の設置等に関する条例（昭和39年
函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「394人」を「399人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

消防職員の定員を改正するため